

戸籍業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す

### 【仕様の定義対象について】

#### (1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 旧システムの戸籍データ(関連データ含む)は、凍結日を定めて凍結日までの全件データを移行する。
- 旧システムにおいて、イメージ等で管理されている除籍データ(改製原等含む)も凍結日を定め、凍結日までの全件データを移行する。

#### (2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 法制度でデータとして登録が許されているものでも、市町村全体としての登録が進んでいないデータは、中間標準レイアウトの対象外とする。データ移行が必要な場合は、新旧システム間の協議により移行方法を決定する。  
例：電算化前の改製原附票(イメージ)、戸籍記載不要届書(イメージ)、電算化前の受附帳(イメージ)

### 【データ移行の留意事項】

- 凍結日以降の異動データは、移行先システムに手入力で追加する。
- イメージデータの移行形式に関しては、新旧システム間の協議により、形式を決定した上で移行を行う。
- データ項目一覧、コード一覧は以下の資料を元に策定した。平成6年11月16日法務省民二第7002号民事局長通達に対して、平成24年3月1日までの修正版に対応したもの。  
例：戸籍事務コンピュータ化調査研究会「戸籍情報システム標準仕様書第15.0版」
- 日付(生年月日、婚姻日、他)は、西暦(数字8桁)で移行することとするが、戸籍の場合はそのまま和暦に変更できない日付が存在する。このため日付の仕様に関しては新旧システム間の協議により決定する。  
例：昭和改元の日(大正15年12月25日と昭和元年12月25日、他)、あり得ない日(2月30日等)

## 【その他】

## (1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 戸籍事項および身分事項のデータ項目一覧表で、同一内容の繰返しが多い項目は、項目説明・サンプル値等の記載を省略している。
- 戸籍事項および身分事項に「【従前の記録】」が存在する場合がある。この項目は記事によりデータ量が異なるため、最大桁数を定義すると膨大な領域が必要となる。このため中間標準レイアウトでは桁数は「一」と表現しているが、実際のデータ移行では、旧システムの実データ桁数を考慮して、新旧システム間の協議により決定する。